



維新の宮本市長や「門真の維新・緑風集団」の大倉議員の青年会議所仲間男  
が「市営住宅不法占有・住所偽造で不正投票」やり放題！戸田が見つけて追求！



役所ぐるみで不正男Aをかばい続ける宮本市政！まるで「仲良しえこひいき」  
の安倍政治ミニチュア版！★戸田は不正を許さず断固追求を続けます！

市営新橋住宅「住民」のA氏の「過去直近の違法」と「現在の違法疑惑」の  
通報と厳正な調査および対処の申し入れ

2019年2月27日(水) 門真市議会議員 戸田ひさよし

門真市 市民生活部部长 : 重光千代美 殿 ※この配布用文書では個人情報に配慮して  
市民課課長 : 十河大輔 殿 氏名・住所等の一部を変更記載しています。  
門真市選挙管理委員会事務局長 : 南野晃久 殿  
門真市 まちづくり部部长 : 木村佳英 殿  
都市政策課課長 : 橋本卓巳 殿

【目次】

《1》 <u>通報対象者</u>	1 P
《2》 <u>A 氏の違法行為や市の責務に関する法律</u>	1 P
《3》 <u>A 氏の確定的な違法行為（2001年度青年会議所名簿時期）</u>	2 P
《4》 <u>A 氏の確定的な違法行為（2004年度青年会議所名簿時期）</u>	3 P
《5》 <u>A 氏の絶対的な違法行為</u> <u>（★2014年12/3～2017年3/27の水道閉栓時期）</u>	5 P
《6》 <u>A 氏の短期的な居住偽装行為と宮本市政の結託</u> <u>（2017年の2月から推定5月くらいまで）</u>	6 P
《7》 <u>2017年5月以降現在までのA 氏の違法疑惑濃厚状態</u>	7 P
《8》 <u>門真市が2017年にやった「疑惑握り潰しの不正行為」</u>	9 P
《9》 <u>本件への厳正な調査と対応をする事の要請</u>	10 P
《10》 <u>市が真摯な対応しなければ、この通報を警察と守口市と 大阪府選管にも提出する！</u> <u>（別紙）資料一覧</u>	10 P

《1》通報対象者

- (1)氏名 : A (〇〇〇〇〇〇)  
(2)住民票上の住所 : 門真市新橋町3-×-×× (市営新橋住宅(第一期)×号棟××××号室)

《2》A 氏の違法行為や市の責務に関する法律

A <住民基本台帳法>

- (1) 市町村に対しては、住民基本台帳の備付けが義務付けられているほか、住民基本台帳の正確性を保つために、職権による住民票への記載（第8条）や、住民票の記載等のための市町村間の通知（第9条）、調査（第34条）が義務付けられている。
- (2) 住民に対しては、虚偽の届出など住民基本台帳の正確性を阻害するような行為は禁じられており、虚偽の届出をした者や正当な理由もなく届出をしなかった者については、5万円以下の過料に処するという罰則規定（第51条及び第52条）が設けられている。
- (3) 第4条で、「住所は全ての関係法令で同一であり、一人について1つしか存在しない」と規定している。住基法における住所が、選挙人名簿の登録等の基礎となっている。